

専門工事の入札参加条件の見直し

専門工事を施工するには、専門の技能者を雇用し、機材を保有・維持していく必要があります。県では専門工事業者の保護・育成のため、平成29年6月1日に専門工事の入札参加条件の見直しを行ったところです。さらに来年度以降、アスファルト舗装工事等の入札参加条件において、機械の保有や有資格者の配置を求める等の見直しを予定していますので、あらかじめお知らせします。

①アスファルト舗装工事(平成30年6月より施行)

以下の①～③のいずれかの施工機械の自社保有又は将来的に所有権を得ることを前提とした契約(ファイナンスリース・割賦販売等)を締結していることを入札参加条件※に求める。

① アスファルトフィニッシャー + ロードローラ + タイヤローラ

② アスファルトフィニッシャー + 搭乗式振動ローラ(タンデム型) + タイヤローラ

③ アスファルトフィニッシャー + 搭乗式振動ローラ(コンバインド型)

②塗装工事(路面標示工事は除く)(平成30年6月より施行)

土木関係の塗装工事については、元請業者所属の1級又は2級塗装技能士(鋼橋塗装作業)の現場配置を入札参加条件※に求める。

建築関係の塗装工事については、元請業者所属の1級又は2級塗装技能士(建築塗装作業)の現場配置を入札参加条件※に求める。

③法面吹付工事 (施行については、時期・猶予期間を検討中)

吹付機械(吹付機、計量器、ホッパー、ベルトコンベア、吹付ホース及びタイヤショベル)の自社保有又は将来的に所有権を得ることを前提とした契約(ファイナンスリース・割賦販売等)を締結していることを入札参加条件※に求める。

※入札参加条件については、入札書提出日には、満たす必要があります。